

阿賀野市告示第206号

阿賀野市5歳以上11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月1日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市5歳以上11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市5歳以上11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱（令和4年阿賀野市告示第81号）の一部を次のように改正する。

題名中「5歳」を「生後6月」に改める。

第1条から第4条までの規定中「5歳」を「生後6月」に改める。

第2号様式中「5歳」を「生後6月」に改める。

附 則

この告示は、令和4年12月1日から施行し、改正後の阿賀野市5歳以上11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱の規定は、令和4年10月24日から適用する。